

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 24 年 2 月 29 日

審査機関名 日本検査キューエイ株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	新潟県妙高市における、街路灯の LED の導入による CO2 排出削減事業
排出削減事業者名	新潟県妙高市
排出削減共同実施事業者名	三菱 UFJ リース株式会社
事業実施場所	新潟県妙高市全域 (〒944-8686 新潟県妙高市栄町 5-1)
事業の概要	新潟県妙高市の街路灯・防犯灯として LED 照明設備を導入することにより、省エネルギーの推進及び環境負荷低減を図り、CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2011 年度：4 tCO2/年 2012 年度：24 tCO2/年 (事業実施期間合計 28 tCO2)
国内クレジット認証期間	事業開始日 2012 年 2 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法	方法論番号 006-A 照明設備の新設

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の概要の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業実施サイトを訪問して確認した。 事業実施サイトの場所：新潟県妙高市全域

	<p>〒944-8686 新潟県妙高市栄町 5-1 事業実施サイトの視察日付：2012年1月12日</p>
追加性を有すること	<p>当該排出削減事業が追加性を有することについて、審査・確認した方法とその結果は、つぎの通りであった。</p> <p>1) 法的義務のないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、「排出削減事業計画」及び担当者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業は照明設備の新設であり、該当しない。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、当排出削減事業は、入手した根拠資料、質問および検算により、全体で 69.3年であることを確認した。 投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 また、補助金は受けておらず、投資回収年数は、設備投資金額を純投資額として算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 環境、省資源及びCO2削減に対して、事業者の強い思い、前向きな姿勢及び取組みから本投資が決定されたことを確認している。</p> <p>①妙高市役所は、平成19年3月15日付けで行政サービスの質的向上と環境に配慮した活動を実践する仕組みである「妙高市統合マネジメントシステム」(ISO9001・14001)の認証を取得しており、EMSを中心とした環境負荷低減の活動に前向きに取り組んできた。</p> <p>②地球温暖化対策実行計画の推進 市役所では、これまで地球温暖化対策の国民運動(チーム・</p>

	<p>マイナス6%)へ参加するなど、「妙高市役所エコオフィス計画」に基づき、自らが率先して電気、燃料等の使用量やごみ排出量等の削減に取り組んできている。</p> <p>また、市役所としてさらに地球温暖化対策を推進するため、平成24年度までに平成20年度実績に対し4.6%以上の温室効果ガス排出削減を目標とした「妙高市役所・新井頸南広域行政組合 地球温暖化対策実行計画」を策定し、「妙高市地球温暖化対策地域推進計画 アクションプラン」により、具体的な環境負荷軽減に向けた取組みを推進している。アクションプラン②-8「公共施設の省エネ対策の推進(ESCO事業の導入等)」として、LED照明導入が位置づけられていることを確認した。</p> <p>③「妙高市地球温暖化対策地域推進計画 アクションプラン」に基づき、CO2排出制御対策の一環として、「公共施設等での率先行動((i)公共施設への新エネ設備等の率先導入、(ii)公共施設の省エネ対策の推進、等)」を実施していることを確認した。</p> <p>国内クレジットの認証により、“環境に配慮した自治体”としての環境意識の高さを社会的にアピールできる効果が期待でき、国内クレジット売却益により投資回収の可能性があること等が、事業者の意識の高さとあいまって照明設備の新設が決定したと判断される。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自治体であり、業界団体には入っておらず、自主行動計画に参加していないことについては、事業者から確認している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 当該排出削減事業が排出削減方法論に基づき、排出量を算定していることについて、審査・確認した方法とその結果はつぎのとおりであった。</p> <p>本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006-Aの方法論に基づき排出削減量を計算しており、また、その方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>【方法論番号 006-A 照明設備の新設】</p> <p>適用条件 1 については、照明設備の新設であることから満足している。</p> <p>適用条件 2 については、導入される照明設備は、標準的な照明設備よりも省電力であり、満足している。</p>

	<p>適用条件 3については、事業実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量は、年間照明稼働時間であるが、これは日照時間をモニターすることで把握可能であり、満足していることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3)「ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないこと」に関しては、照明設備の新設であり該当しないことを確認した。</p>
--	--

4. 特記事項

特になし。